改　　正　　後

（14）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

親の就労状況に関わらず、子どもを保育所に預けられる制度です。また、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

乳児等通園支援事業の利用終了後の保育所受入れ枠の確保に努めるとともに教育・保育施設利用への円滑な移行を支援します。

区　分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	０歳児	2	2	2	2	2
確保策		-	2	2	2	2
量の見込み	１歳児	2	2	2	2	2
確保策		-	2	2	2	2
量の見込み	２歳児	1	1	2	2	1
確保策		-	1	2	2	1

※新規事業のため、実績による推計ではなく、潜在的な利用者を推計する方法によって量の見込みを計算しています。

確保方策

認可保育所２か所において乳児等通園支援事業を実施します。

現　　行

（14）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

親の就労状況に関わらず、子どもを保育所に預けられる制度です。また、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。保育所等関係機関と連携し、適切に見込み量を算出したうえで実施を検討いたします。

区　分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	０歳児	2	2	2	2	2
確保策		-	2	2	2	2
量の見込み	１歳児	2	2	2	2	2
確保策		-	2	2	2	2
量の見込み	２歳児	1	1	2	2	1
確保策		-	1	2	2	1

※新規事業のため、実績による推計ではなく、潜在的な利用者を推計する方法によって量の見込みを計算しています。

確保方策

令和７年度において確保策を検討し、令和８年度から事業を開始する予定です。